秦野市こども医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日条例第24号)によるこども医療費の助成に関する事務

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

1.事務の名称と趣旨又は目的の内容等		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する 事務であって第十五条で定めるもの	秦野市こども医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日 条例第24号)によるこども医療費の助成に関する事務
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省 令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年10月21 日秦野市条例第21号)別表第11の項 秦野市こども医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日 条例第24号)によるこども医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	秦野市こども医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日 条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(こども)に係る医療費の一部を助成することにより、こどもの健康の維持及び健全な育成に役立てるとともに、(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		秦野市こども医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日 条例第24号) 秦野市こども医療費の助成に関する条例施行規則(平成8年 12月24日規則第21号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	秦野市こども医療費の助成に関する条例第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に 係る事実についての審査に関する事務	秦野市こども医療費の助成に関する条例第6条の医療証の交付申請に係る事実の審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号/1	秦野市こども医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市こども医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個 人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号42	秦野市こども医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市こども医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個 人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号43	秦野市こども医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市こども医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個 人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号45	秦野市こども医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市こども医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個 人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考		
----	--	--

届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2016年06月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	24
保護評価書の名称	こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%A7%A6%E9%87%8E%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%8B%B5%8A8%B6%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3 &ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%97&opn_date_from_month=%EF%BC%91&opn_date_from_day=%EF%BC%93%EF%BC%91&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%91%EF%BC%92&opn_date_to_day=%EF%BC%93%EF%BC%91&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.